

安堵町公共下水道管理者以外の者の行う工事に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づく公共下水道管理者以外のものが行う安堵町公共下水道の施設に関する工事等の申請、承認及び引継ぎ手続きについて定めることを目的とする。

(事前協議)

第2条 申請者は事業を行おうとするときは、事前協議書（様式第1号）により法令等に基づき許認可の申請をする前にあらかじめ町長に協議しなければならない。

(申請)

第3条 公共下水道の施設に関する工事等、又は施設の維持管理を行うことについて、承認を受けようとする者は、公共下水道施設工事承認申請書（様式第2号）に係関係図書を添えて申し出なければならない。

(承認)

第4条 前条の申請に対し、町長は次の各号の条件を付して承認書（様式第3号）により通知する。

- (1) 事業実施区域その他の内容は別添図書のとおりとする。
- (2) 公共下水道の施設の排除方法は分流とし、汚水と雨水を分離して排除する構造の施設とすること。尚、各戸の排水設備についても同様とする。
- (3) 申請者は、この承認に係るものを除くほか、公共下水道施設の工事に伴い必要とする諸官公庁、その他関係人の許可又は承認を受けること。
- (4) 申請者は、公共下水道施設の工事、その他これに付随する行為により、他人又は他人の所有する土地若しくは、工作物、その他の物件に損失又は損害を与えた場合、また、地域住民等より補償等の問題が生じたときは申請者の責任において、誠意をもって補償又は賠償すること。
- (5) 申請者が、開発区域から既設の公共下水道に至る区間に敷設する公共下水道は、当該公共下水道に下水を排除することができる民家及び空地その他の建築物が存在する場合は当該民家及び空地その他の建築物から排除される下水を流入することができる規模の公共下水道管とし、安堵町公共下水道計画に添ったものであること。
- (6) 申請者が敷設する公共下水道の施設を安堵町公共下水道に固着するときは、本町係員の立会を求めること。
- (7) 安堵町公共下水道に固着する場合、下水道管理者の了解あるまで申請地の汚水、雑排水を流入させないこと。
- (8) 公共下水道施設に関する工事及び各戸の排水設備工事については、日本下水道協会「下水道施設設計指針」及び奈良県「下水道管渠工事設計指針」並びに安堵町「排水設備指針」に基づき設計施工することとし、細部については、本町担当課と協

議し、担当者の指示を受けること。

(着手届)

第5条 申請者は、公共下水道施設の工事に着手しようとするときは着手予定日の2週間前までに着手届(様式第4号)を町長に提出することとし、第4条の承認書の写しを添付しなければならない。

(竣工届)

第6条 申請者は、公共下水道の施設の工事が完了したときは速やかに工事竣工届(様式第5号)を工種ごとの工事記録写真を添付し町長に提出し、本町検査員の竣工検査を受けなければならない。ただし、竣工検査に不合格の場合は速やかに補修し、本町検査員の再検査を受けなければならない。

(施設の引継ぎ)

第7条 本申請に基づく施設の安堵町への引継ぎは第6条に規定する竣工届を提出後1ヶ月以内に公共下水道施設引継ぎ書(様式第6号)を提出し行うものとする。ただし、本申請区域内の下水道管が敷設された道路が新設道路である場合は、本町道路管理者により町道と認定された時点とする。

(維持管理)

第8条 前条の引継ぎに関する事項について、施設の所有権は、安堵町に帰属するが、当申請区域が安堵町によって、公共下水道供用開始の公示がなされるまでは申請者が維持管理を行うものとする。

(既存施設)

第9条 町内の開発団地で、地域污水处理施設等による下水の既処理団地についても各条項を準用する。

(引継ぎ申請)

第10条 申請者は、第7条の引き継ぎをしようとするときは、公共下水道引継ぎ書を安堵町へ提出しなければならない。

(添付書類)

第11条 前条の引継ぎ書には次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 竣工関係図書(一般図、平面図、縦横断面図、構造図)の原図及び青焼製本二部
- (2) 工事写真
- (3) その他必要書類(開発行為許可書の写し、道路掘削、占用許可書の写し)

(排水設備)

第12条 申請者は、申請区域内の各戸の排水設備及び水洗便所の設置について、事前に排水設備等の計画に関する確認を受けなければならない。また、当該排水設備等の施工は、安堵町排水設備指定工事店にて行わなければならない。

2 申請者は、第1項により区域内の宅地を分譲するときは、文書により当該宅地の買主にこれらの旨の説明をすると共に、当該文書の見本を町長に提出しなければならない

い。

(変更)

第13条 申請者の住所又は氏名(商号若しくは代表者を含む。)を変更したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 申請者は区域及び公共下水道施設の規模、その他の内容を変更する場合は事前に町長の承認を受けなければならない。

(費用負担)

第14条 埋設される下水道管渠については、安堵町公共下水道計画にそったものであり、詳細設計に要する費用は申請者において負担するものとする。

2 当該申請施設等と安堵町公共下水道管との接続工事費は、当該申請者の負担とする。

(かし担保)

第15条 申請者は施設引継ぎの日から2年間施設のかしを補修し、又はそのかしから生ずる損害について、町長又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

2 申請人の責に帰することができない事由によるかしについては、第1項の責を負わない。

(条件の不履行)

第16条 この基準に従わずに行われた事業に対しては、町長は申請者に対して必要な行政措置をとることができる。

(その他)

第17条 申請者は、本申請条件に定めない事項又は疑義が生じた事項については、安堵町と協議を行うものとする。

付 則

この基準は、平成17年 7月 1日より施行する。